—10月1日知立市環境美化推進条例施行—

ごみの散乱のないきれいなまちへ

市では、10月1日から市民・事業者等・市が一体となって良好な生活環境を阻害するポイ捨てによる空き缶等の散乱やペットのふん害を防止する条例が施行されます。ポイ捨てや不法投棄をなくし、きれいなまちにするため、市民の皆さんのご協力をお願いします。

知立市環境美化推進条例についての詳細は市ホームページをご覧ください。

▶問合せ　環境課　ごみ減量係（内線217）

ペットマナーについて

条例での禁止事項等

◎犬・猫などのふんの放置禁止

飼っている犬・猫などの動物が公共の場所や他人の土地でふんをしたときは、放置することを禁止します。

※罰則
違反した場合は、5万円以下の罰金を科される場合があります。

◎猫の飼い方

猫を屋外で飼うことは、ふん尿による近隣への迷惑になるだけでなく、交通事故、感染症の恐れもありますので、屋内で飼うようにしてください。

◎犬の管理

飼い犬を公共の場所で散歩や運動をさせるときは、引き綱やリード等で飼い犬をコントロールしなければなりません。

犬・猫についてのお知らせ

猫のえさやりについて

無責任にえさを与えることは、周囲への迷惑になりますので、やめましょう。

えさを与える人は、自分自身が新しい飼い主となって、自宅等で最後まで世話をする責任を持ってください。

▶問合せ　環境課　環境保全係（内線216）

犬・猫の引取りは有料です

県では、4月1日から、所有者からの犬・猫の引取りが有料になりました。また、引取りは、やむを得ない理由が認められる場合に限ります。

＊市役所での引取りは行っていません。
＊引取りが可能かどうかは、動物保護管理センターへ直接相談してください。
＊安易な飼育放棄を抑制することが目的であり、引取りには手数料がかかります。

▶手数料（現金徴収）
成犬・成猫（生後91日以上）1匹または1頭2,500円
子犬・子猫（生後90日以内）1匹または1頭500円

▶お願い
＊最後まで責任を持って飼いましょう。
＊どうしても飼えなくなったときは、新しい飼い主を探しましょう。
＊繁殖を望まないときは、避妊・去勢手術を行いましょう。
＊公共施設等に捨てると、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

▶問合せ
県動物保護管理センター（豊田市穂積町新屋73-3　☎（0565）58-2323）